

令和元年度第1回秋田県公共事業評価専門委員会

日 時 令和元年9月9日（月）

9時30分～

会 場 ルポールみずほ 2階「ききょう」

司会

おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、ただいまから令和元年度第1回秋田県公共事業評価専門委員会を開催いたします。

はじめに、建設部長小林よりごあいさつ申し上げます。

小林建設部長

本日はお忙しい中、秋田県公共事業評価専門委員会にご出席いただきましてありがとうございます。昨年度から引き続きの審議をお願いすることになりますが、よろしくお願いいたします。

少し、県内の公共事業の事業関係を説明させていただきますと、昨年度は、全国的に西日本豪雨ですとか、あるいは北海道の地震ですとか、また台風でも関東に大きな被害がありまして、インフラの被害が国民生活や、経済に大変影響を与えたということで、国の方で緊急点検、これは県も市町村も行ったんですけれども、インフラの緊急点検を行いまして、補正予算等で3カ年限定の防災・減災、国土強靱化緊急対策ということで、現在対策を進めているところです。具体的に言いますと、河川では、河川の中にある木とかあるいは、草を除去したり、あるいは土砂を撤去したりと、秋田県が「州ざらい」と呼んでいますけれども、そういう対策を行ったりとか、道路法面对策、落石対策ですとか、あるいは、ため池でも決壊して被害が出ていますので、その補修対策とか、公共事業としては、非常に規模は小さいんですけれども、安全安心対策ということで、ソフトとハードで効果をすぐに出していこうといったものを、令和2年度まで取り組んでいるところであります。また、平成29年には大きな水害が雄物川流域でもありまして、本年がピークとなりますけれども、今この災害復旧工事を鋭意進めているところであります。また、安心安全だけではなくて、県内人口減少が非常に大きな課題となっておりますけれども、人口減少社会であっても、その生産性を高めていくということで、今年の3月には、秋田自動車道の4車

線化、湯田 I C～横手 I C間の4車線化というものも決まりましたし、また農林の方では、大規模畜産団地等を整備しております。いずれにしましても、こういった事業を進めるにあたっては、ストック効果の早期発現や、維持管理も含めたコスト縮減を図っていきたいと思います。

本日は、農林水産部関係9件、建設部関係6件の新規事業化の候補を議論していただきますが、これらの事業は、振興局の現場から課題や、また地域から強く要望があったところを、優先順位をつけてお諮りするものであります。委員の皆様には忌憚のないご意見を、またご審議をお願いしたいと思います。

司会

ありがとうございます。

次に、県側の本日の出席者を紹介します。

はじめに、建設部の出席者です。

小林建設部長です。

小林（建設部長）

よろしくお願いします。

司会

佐藤道路課長です。

佐藤（道路課長）

佐藤です。よろしくお願いします。

司会

佐々木河川砂防課長です。

佐々木（河川砂防課長）

佐々木です。よろしくお願いします。

司会

京谷河川砂防課流域防災監です。

京谷（河川砂防課流域防災監）

よろしくお願いします。

司会

次に、農林水産部の出席者です。

嶋田農林水産部森林技監です。

嶋田（農林水産部森林技監）

嶋田です。よろしくお願いします。

司会

能見農林水産部次長です。

能見（農林水産部次長）

能見です。よろしくお願いします。

司会

高松農林水産部次長です。

高松（農林水産部次長）

高松です。よろしくお願いします。

司会

高野参事(兼)農山村振興課長です。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

高野です。よろしくお願いします。

司会

鈴木森林整備課長です。

鈴木（森林整備課長）

鈴木です。よろしくお願いします。

司会

以上です。

それではここで、昨年度に引き続き、議長を務められる松渕委員長にごあいさつをお願いします。

松渕委員長

あらためまして、委員の皆様にお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

公共事業の現状でありますけれども、昨年7月の西日本豪雨や8月の北海道東部の地震など、全国的に自然災害が頻発する中において、県内も一昨年7月、8月の豪雨で雄物川など多くの河川が氾濫し、県民生活それから経済発展に大きな打撃を受けたことは皆さんの記憶にも新しいことと思います。激震化、頻発化する自然災害の発生を受けまして、先ほど部長さんからもお話ありましたけれども、国から緊急対策を臨時、特別措置として、平成30年度から令和2年度まで3年間で集中的にインフラの強化に取り組むこととしており、県内においても公共事業によるハード整備、それからソフト対策と防災・減災対策、これらのより一層の推進が重要であると考えられます。

それから、農林水産部関係は米政策の見直しや国際通商交渉、これの進展等による産地間競争が激化しており、加えて人口減少を背景とした労働不足の顕在化等が懸念されます。このため、大区画化による生産コストの縮減、水田の汎用化による複合型生産構造への転換、担い手への農地集積等をより一層推進する必要があります。本日の審議箇所は、そういった観点から選定されたものとなります。

あらためまして委員会の位置づけについて申し上げますと、本委員会は、秋田県の公共事業について様々な観点から議論することとしており、本日は、県の農林水産部と建設部が所管する合計15件、この新規事業についてご意見をいただきます。県では公共事業を展開する上で、委員の皆さんのご意見を参考にしながら事業を進めていくこととなります。大変貴重な機会であり、秋田県の今後の発展に密接に関係するものと考えられますので、

皆様の忌憚のないご意見をお願いします。

司会

ありがとうございます。

それではここからの進行は、松渕委員長をお願いいたします。

松渕委員長

それでは、最初に開催にあたり、本日は委員総数 10 名中 8 名が出席していますので、秋田県政策等の評価に関する条例第 13 条第 3 項に定める定数、これを満たしていることをご報告いたします。

本日の委員会は、12 時終了を目処としておりますので、よろしくお願いします。

それでは、次第に従い会議を進めます。

まずはじめに、審議の前に事務局の方から、公共事業新規箇所選定会議の結果等についてご報告いただきます。今回は今年度最初の委員会ということで、確認の意味で本委員会の位置づけについても完結に説明をお願いします。

事務局

事務局より説明させていただきます。

配付された資料の 3 ページをご覧ください。上段の題名に「公共事業評価専門委員会の位置づけについて」という題目の資料です。フロー図が書かれておりますが、その一番上段に「委員会設置の目的と所管事項」ということで、今回の委員会の目的が説明されています。今回の委員会については、評価の客観的かつ厳格な実施及び評価結果の事業への反映等を目的としまして、県が事前に行いました評価結果について調査と審議をいただくための委員会となっております。

今回のご審議いただく対象は、令和 2 年度、来年度に新たに事業化を予定している新規箇所となっております。県条例に基づき、総事業費が 1 億円以上の公共事業箇所について各観点から評価を行っております。

県の評価のプロセスについては、中段の評価の流れ、点線で囲われたフロー図によって評価しておりまして、一次評価を各事業担当課の課長により評価しております。

最終評価については、8 月 6 日に行われた知事、副知事等で構成されている新規事業箇所選定会議において最終評価を実施しております。

評価の結果については、今回審議する１５件すべて事業の実施が妥当とされております。

本日は各委員の皆様から、それぞれの立場で幅広いご意見をいただき、その結果について県の対応方針に反映してまいりたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いします。

松渕委員長

ありがとうございました。

それでは、説明のありました１５件の事業について調査・審議を行いたいと思います。

あらかじめ各委員には事前に資料を送付していますので、時間の都合上、県からの説明箇所は農林水産部は９件のうち４件、建設部は６件のうち２件、合計１５件のうち６件を抽出して説明していただきます。抽出に当たっての概要等について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

事務局より説明します。

今回あげました１５件のうち、特に説明の必要性が高いと判断した箇所を抽出したうえで事業内容を説明します。その後、説明箇所以外を含めた全１５件について、委員の皆様方には質疑応答を行っていただきます。

説明箇所の抽出にあたっての基本的な考え方としましては、総事業費が多い箇所や特徴的な要素が大きい箇所など、委員の皆様の説明を要すると判断した箇所を抽出することとしております。また、県の選定会議において、対応方針が「選定」「改善して選定」「保留」と３段階ありますが、そのうち「改善して選定」「保留」となった箇所については、優先的に説明することとしております。しかし、今回これに該当する箇所はございません。

このあと各課より事業概要を説明する際には、説明箇所として抽出した理由も含めてご説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

松渕委員長

ありがとうございます。

ただいま説明がありましたとおり、委員会の質疑・意見交換については、抽出箇所これに限定せず１５件すべてが対象となります。

それではじめに、農林水産部所管の9件について審議を行います。

農山村振興課、森林整備課の順に説明をお願いします。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

農山村振興課の高野です。どうぞよろしくお願いします。

農山村振興課所管の8件のうち3件についてご説明します。農林水産部インデックスの後ろの折り込み資料を最初にお開きください。個別の説明に入る前に、各事業の実施状況等について説明します。資料の順に沿って説明します。

はじめに、ほ場整備の実施状況についてです。

県内の水田面積12万9,200haのうち、平成30年度末までに全体の7割弱にあたる8万9,356haを整備しています。これまでの整備率は、全水田のうち一定規模以上の地区を対象として、その合計値である要整備面積に対する割合を示してきましたが、国事業の面積要件が緩和されたことから、全水田面積に対する割合となったことで、昨年度までの数値より若干下がっています。

ほ場整備事業の効果は、担い手への農地集積に大きく寄与するものであり、平成30年度時点で県内722農業法人のうち216法人がほ場整備事業を契機に設立しています。さらに事業を契機に複合型生産構造への転換が進んでおり、特に近年は、事業地区においてメガ団地等の大規模園芸拠点づくりを進めており、本県の園芸振興をリードする役割を担っています。また農業機械の自動運転やICTを活用した水管理等のスマート農業の効果をも十分に発揮させるためにも不可欠な事業であるといえます。

次に新規事業の選定についてですが、令和2年度から令和6年度までの5年間の採択希望地区は72地区5,237haで、年平均約1,050haとなっています。過去5年間に比べても、依然として要望量は多い状況です。今回の7地区は、今日に至るまでに3年ほどの調査計画期間を経て、法人設立や農地集積、複合経営化等の合意形成がなされた熟度の高い地区となっており、全地区を採択したいと考えています。

右上のグラフは、今後5年間の年度別の採択希望面積を示しています。ほ場整備については2種類の事業で進めていますが、ここでは「農地集積加速化基盤整備事業」を「従来型ほ場整備」、「農地中間管理機構関連ほ場整備事業」を「新型ほ場整備」と呼ぶこととします。

新型ほ場整備は平成29年度の土地改良法改正において創設された事業で、事業内容は従来型ほ場整備と同様ですが、全ての農地について農地中間管理機構が農地中間管理権を

設定すること、つまり機構を通じてあらかじめ受け手への農地の集積が決まっていることを条件として、農家の負担を求めずに実施できることが大きなポイントです。したがって、今後は農家負担のない新型ほ場整備が主流となっていきますが、抵当権や未相続が判明した場合には、あらかじめ農地中間管理権を設定することが難しいことから、従来型も含めて地域の実情にあった事業を選び、農家要望に応じていくこととしています。

グラフの下表は、今後5年間の新型ほ場整備予定地区を採択することで、従来型では将来必要とされる県の促進費負担を約20億円ほど削減できることが見込まれると示しています。

次に小水力発電施設整備事業ですが、全県で現在稼働している施設は3カ所あります。それに続き、整備中の地区が4カ所あり、今回の地区が8カ所目となります。8カ所すべてが土地改良区の管理する農業用施設等に設置しているため、その売電収入を水利施設の維持管理に充当することで、農家負担の軽減に大きく寄与する、または期待されるものとなっています。

次のページには、管内ごとのほ場整備の状況をお示ししています。

管内ごとに見ますと、山本・北秋田・鹿角が整備率が低い状況となっています。今回のほ場整備7地区は、北秋田・秋田・由利・仙北管内となっています。本来は、整備率の低い管内で事業を推進することが望まれますが、地元の合意形成が最も重要であることから、整備率の低い管内に新規事業地区が位置しているとは限りません。

次のページをお開きください。今回農林水産部関係で4事業9地区について審議をお願いしますが、その位置図と概要を示しています。番号は、事業ごとに北から付番しており、図上では番号順に並んでいませんので、あらかじめご了承ください。

赤丸の1から4番が「新型ほ場整備」で、「農地中間管理機構関連ほ場整備」と記載しています。黄色丸の5から7番が「従来型ほ場整備」で「ほ場整備」と記載しています。8番が小水力発電施設整備です。この中から個別説明する地区については、新型ほ場整備と従来型ほ場整備から、それぞれ面積及び総事業費の大きい大館市の浦山地区と大仙市の太田南部地区、そして小水力発電の仙平太田斉内地区とします。

それでは、最初に新型ほ場整備について、インデックスの農一新一〇一の浦山地区をお開きください。

資料の構成は、1ページが位置図、2ページが計画平面図で地区内の道路と水路の配置、標準断面図、1枚あたりのほ場の大きさなどを示しています。

3ページが現況写真で、田んぼ、道路、水路などの状況を示しています。

4 ページをお開きください。4 ページの折り込み資料に概要をすべてまとめておりますので、この資料で説明します。左上は航空写真ですが、位置は大館市の西側、鹿角市方面に向かう国道103号線の南北に広がる54.3haのまとまった団地で、関係農家は63戸です。ほ場の現状は右上の写真のとおり、小区画で水はけが悪いほか、道路は狭く、作業効率の悪い状況となっています。

これを1枚あたり1haの大区画化を図り、暗渠排水、地下かんがい装置を備え、ニンニク、ネギなどの栽培に適した汎用水田とし、用排水路、農道等の整備を行います。これらの整備内容で、総事業費は14億9,000万円です。ほ場の現状については、ほかの地区も同じです。

下段の、地区の営農計画では、既存の2法人と新たに設立するファーム浦山を加えた3法人にすべての農地を集積します。既存法人の三哲の面積が3法人の中で小さく見えますが、地区外にもほ場を持っており、経営規模は他の2法人よりも大きいです。

作付け計画は、農地の約半分に飼料用米や高収益作物を作付けし、ニンニク、ネギなどについて販売額5,600万円を目指します。

生産物は、JAあきた北のほか、JA直売所「旬菜館」で販売する計画としています。またニンニク、ネギを共通品目として、大館市の農一新一02の下内川西地区と連携し、ネットワーク型園芸メガ団地の形成を目指します。

次に5ページをお開きください。評価調書については、事業の背景、目的、事業内容は先ほど説明しましたので、6ページをお開きください。

一次評価の内容はこのページで説明を行いますが、7ページには評価基準等の詳細を示していますので、併せてご覧ください。

評価の観点は、必要性から熟度までの5つの観点で評価しています。

まず必要性については、この地区の大部分が小区画となっており、作業効率が悪いほか、排水不良で畑作導入ができないため、15点中15点としています。

次に緊急性については、高齢化率や施設の応急対策が日常化していること、園芸メガ団地事業の他事業との関連などから、15点中15点としています。

有効性については、法人の集積率のほか、エダマメなどの複合化の取組による高収益作物の生産額の割合などから、35点中31点としています。

効率性については、費用対効果などから、10点中10点としています。

熟度については、農地中間管理権の設定が確実で、事業実施のための各種協議の合意が得られる見込みであることなどから、25点中23点としています。

評価点数の合計が94点であり、80点以上となることから評価はランクⅠの「優先度
がかなり高い」という評価となります。

8ページは、農業農村整備事業の費用対効果の算定方法である総費用総便益法による算
定資料となっていますが、説明は省略します。

次に従来型ほ場整備として、インデックスの農一新一06、太田南部地区をお開きく
ださい。1ページから3ページまでは、先ほどの地区と同様ですので、4ページの折り込み
資料をお開きください。

左上の位置図のとおり、雄物川の支流である川口川と真昼川の合流地点の南北に位置し、
周辺の黄色いエリアはほ場整備済み地区に囲まれています。県道角館六郷線や国営仙北平
野、国営田沢疏水の幹線用水路が南北に縦貫する2つの団地で形成され、今回の7地区で
もっとも大きい346.8haで、関係農家は358戸です。

ほ場の現状は中央の写真にあるとおり、農道は狭く、水路は土水路で、作業効率が悪い
状況です。これを1枚あたり1haの大区画化を図り、暗渠排水、地下かんがい装置を備
え、エダマメ等の栽培に適した汎用水田とし、用排水路、農道等の整備を行います。これ
らの整備内容で総事業費は69億7,000万円です。

右上の集積計画では、既存の2法人と個人農家による営農から、集落単位を基盤として
新たに設立する6法人を加え、地区全体の90.2%の農地を集積します。資料には法人
ごとの経営面積を示しており、既存法人の面積は小さいですが、それらは地区外にもほ場
があり、経営規模は他の法人と遜色ありません。今回は集落単位で法人を形成していますが、
将来的には法人同士の合併も考えられます。

下段の営農計画では、エダマメを主体に各法人がそれぞれ別の品目を加え、地域全体で
高収益作物の販売額1億3,000万円を目指します。単独または複数法人で4つのグル
ープを作り、グループごとに3,000万円台の販売額を目標とし、ネットワーク型園芸
メガ団地の形成を目指します。

この地区は冬期収入の確保やエダマメ、カボチャ等の加工品などの6次産業化を目指す
ほか、太田地域南部コミュニティ委員会が主体となって、野菜の直売、都市農村交流にも
チャレンジする計画としています。

次に評価ですが、6ページをお開きください。

まず必要性については、地区の大部分が小区画で、効率性が悪くなっているほか、排水
不良で畑作物の導入ができないなどの観点から、15点中15点としています。

次に緊急性については、高齢化率や施設の応急対策が日常化していることと、国営かん

がい排水事業との関連性などから 15 点中 15 点としています。

有効性については、法人への集積率のほか、エダマメなど複合化への取組による高収益作物の生産額の割合などから 35 点中 28 点としています。

効率性については、費用対効果等から 10 点中 10 点としています。

熟度については、受益者全員の同意が得られていること、各種協議の合意が得られる見込みから、25 点中 23 点としています。

評価点数の合計が 91 点となり、80 点以上ですので、判定はランク I の「優先度がかなり高い」という評価です。

なお、8 ページは、前の地区と同様省略します。

次に小水力発電施設整備事業として、インデックスの農一新一 08 をお開きください。
1 ページの位置図です。

本地区は、大仙市太田町に位置し、玉川の支流である斉内川と、県道角館六郷線が交差しているところから東に約 800 m の水田地帯にあり、国営仙北平野の 1 号幹線用水路のかんがい用水を利用した小水力発電施設を整備するものです。

2 ページをお開きください。2 ページは、計画平面図です。

3 ページが整備予定地の写真、国営仙北平野 1 号幹線用水路の現況写真です。

次に 4 ページの折り込み資料をお開きください。この資料で全体を説明します。

右上の位置図にあります。今回の水路のかんがい用水は、仙北市広久内の玉川にある玉川頭首工から取水し、仙北平野約 9,000 ha にかんがいするもので、今回の場所には 2 m を超える落差工があるため、このエネルギーを利用する発電施設です。

整備内容は、真ん中に平面図がありますが、幹線用水路に平行する発電用のバイパス水路、発電用のらせん水車、幹線からの分水施設などを整備し、総事業費は 2 億 7,800 万円です。今回採用するらせん水車は、落差、水量、維持管理、ごみ対策などの複合的な条件から設定したもので、この形式による県内事例はありませんが、資料の中央に示す岩手県の八幡沢地区を含め、岩手県には 2 件の事例があります。

発電計画としては、東北電力との接続には発電出力が 50 kW 未満の低圧連系となることから、落差工 2.3 m と、年間を通じて用水量毎秒 7 トン以上ある中から 3 トンを利用することで、最大出力 40.8 kW を計画しています。年間を通じて約 25 万 kWh の発電量が見込まれ、固定買取制度単価で試算すると、売電収入は約 740 万円です。これから施設の維持管理費を差し引くと約 400 万円の収益となります。これを農家の事業費負担、それから土地改良区の水利施設の維持管理費に充当することで、農家の負担軽減につ

なげる計画としています。

なお、ページの右下にある 2 事例については、同じ仙北平野土地改良区内の先行地区で、そのうち仙平美郷本堂地区は、昨年本委員会で審議いただいた地区となっています。

次に評価については 6 ページをお開きください。

まず必要性については、これまでの調査で事業化が妥当と判断され、また維持管理費の節減が求められていることから、15 点中 15 点としています。

緊急性については、土地改良区との合意形成が図られていることなどから、10 点中 8 点としています。

有効性については、地球温暖化対策への寄与等、環境教育の場としての提供にもつながることなどから、25 点中 15 点としています。

効率性については、発電出力あたりの建設単価や発電効率などから、25 点中 18 点としています。

熟度については、土地改良区の維持管理体制が確立されていること、河川や電力関係との協議も終えていることなどから、25 点中 25 点としています。

評価点数の合計が 81 点となり、80 点以上ですので、判定はランク I の「優先度が高い」という評価です。

当課からの説明は以上です。よろしくご審議お願いします。

松渕委員長

ありがとうございました。

鈴木（森林整備課長）

引き続きまして、森林整備課の地すべり防止事業についてご説明します。

最初に、インデックスの農林水産部の次のページの A3 版資料の右下 3 番目をご覧ください。

地すべり防止事業については、保全対象となる人家、道路等を地すべり災害から守り、人命、財産等を保全するために、現在県内 4 カ所で実施しています。令和 2 年度に新規採択を希望する由利本荘市鳥海町の崩ヶ沢地区は、地すべりが発生し、1 級河川笹子川が閉塞したことから、国の災害復旧事業の決定を受けまして、緊急に復旧工事を実施しています。この緊急対策工事の完了後、当該工事を実施し、地すべり災害の再発防止を図ります。

続きまして、資料の農一新 09 をお開きください。最初に 1 ページをご覧ください。

はじめに、崩ヶ沢地区の位置につきましてご説明します。

最初に 1 ページをご覧ください。

はじめに、崩ヶ沢地区の位置についてご説明します。当地区は平成 30 年 10 月 3 日に地すべりが発生しており、地すべり防止区域は、図面の青線で囲んだ崩ヶ沢地区とその隣の追加指定の範囲としています。由利本荘市鳥海町下笹子の 1 級河川笹子川の右岸側に位置し、図面の黄色で囲んだ部分は保全対象の範囲を示しており、この中の人家 50 戸、道路 1,600 m 等が保全対象としています。

被害の状況については、2 ページの A3 版の資料をご覧ください。

左側が被災当時、右側が現在の状況です。末端部の隆起状況のほか、1 級河川笹子川の状況であり、地すべりにより山が崩れて笹子川が閉塞し、末端部で土地の隆起が発生しています。

続きまして 3 ページの平面図をご覧ください。

崩ヶ沢地区の全体計画の平面図です。平成 30 年度に災害関連緊急地すべり防止事業により、図面では緑色で記載している掘削工、盛土工、ボーリング暗渠工を実施し、緊急に復旧整備を実施しています。この緊急対策工事の完了後、当該工事を実施し、地すべり災害の再発防止を図ります。

続きまして 6 ページをご覧ください。事業の概要です。

事業期間は令和 2 年から令和 8 年までの 7 年間を予定しています。

全体事業費については、5 億 3,000 万円を予定しており、今後地すべり活動がさらに活発化した場合は、1 級河川笹子川のほか、人家や国道 108 号線の公共施設に甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、この地すべり防止施設の整備が必要です。

対策工事としては、地すべりの誘因となる地下水を集水井からボーリング暗渠工事により排除するとともに、斜面を安定化させる掘削工事、盛土工を予定しています。

7 ページをご覧ください。一次評価については、評価点の合計は 89 点でランク I となり、総合評価は、事業実施箇所としての優先度はかなり高く、事業を実施すべきものと評価しています。

以上をもちまして、崩ヶ沢地区の説明を終了します。

松渕委員長

ありがとうございました。農林水産部所管 9 件のうち 4 件について説明がありましたが、この箇所限定せず 9 件の諮問箇所に対して、何かご質問等がありますか。

込山委員

説明ありがとうございました。大変わかりやすく、それぞれの事業についてそれぞれ重要性を理解することができました。

2点補足説明をお願いします。農一新01の7ページの評価基準について、有効性のところに高収益作物割合91.3%と書かれていますが、その下に増加率というところの数値は7,711.2%と書かれて 있습니다。この数字がどういう意味かわからないので、何年度の何を基準にして増加率を計算しているのか説明いただきたいと思います。特に数字が普段研究でも見かけない4桁のパーセンテージが出てきたので、いったい何なのかを聞きたいというのが1つです。

もう1つは、ネットワーク型園芸拠点育成事業について、具体的にどんなネットワークなのかご説明いただくと理解が深まるので、この2点の説明をお願いします。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

高収益作物の割合等については、事業実施前の収益から事業実施後に、新しく園芸作物にチャレンジすると当然収益が上がります。例えば水稻だけ作付けしていた地区が新たに野菜等に取り組んだ場合、全体の収益の中で高収益作物の割合がどのくらいになるかということです。

込山委員

高収益作物の割合はわかりましたので、増加率についてもご説明をお願いします。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

増加率は現況と将来の数値の差し引きであり、将来の数値から現況の数値を差し引きしたものを現況値で割り算して算出しています。

松渕委員長

では4ページの右下に、現況が600万円で計画5,600万円とありますが、それはどういう差し引きになりますか。

込山委員

今回気になったので、何をもとに7,711.2%が出るのか悩みました。資料のどの

部分の数字から7, 711.2%となるのか説明をお願いします。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

資料には増加率の算定のもととなる数字が入っていないのですが、浦山地区の場合、現況における野菜の収入額が600万円程度となっています。それが約4, 700万円の計画としていますので、増加率は7倍以上の7, 711.2%となり、計算上、大きな数字となります。

込山委員

4ページの資料の600万円という数字は何ですか。600万円から5, 600万円に変えるとなると、5, 600を600で割った数字が、それでもまだ十分大きいと思いますが。

高野（事(兼)農山村振興課長）

現況で野菜に取り組んでいない地区が、将来、野菜に取り組むことにより、野菜の収入が大きく増加することとなりますので、パーセンテージで示すところといった数字となるのが実態です。

込山委員

ご説明は理解していますが、なぜ資料に数字を出すんだろうなと。

松渕委員長

数字を出すなら、根拠となる算式を出すべきではないでしょうか。

込山委員

5点とつけているわけですから、根拠を示していただかないと、それで評価をしていますよね。高収益作物割合の91.3%というところから5点というのは選ばないと思われます。こちらの方は私は理解できます。記載されている増加率がすごい効果があるようにアピールされているように読み取れるので、具体的な数字が書かれていると、その数字の根拠というのは、どこから情報が読み取れるようであればといけないと感じます。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

7, 711.2%について具体的に説明できませんが、現況で600万円ほどの高収入作物の収入が、将来的に5, 600万円となるようにこの地区が取り組むということの評価しています。

込山委員

農一新-04でも3, 400%増加と書かれていて、農一新-02でも5, 400%と書かれている。数字を出すのであれば、どの部分の数字を使っているのかなど、小さくてもいいから情報を提示していただきたい。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

それから、ネットワーク型のメガ団地についてですが、県では1億円以上の収入をあげる団地をメガ団地として整備を進めています。ただ、1つの団地で1億円を目指すのは大変難しい部分もありますので、1団地当たり3, 000万円程度の団地同士が連携し全体で1億円以上の収入を目指す団地をネットワーク型のメガ団地としています。

込山委員

例えば、複数の団地でそれぞれが独立して取り組むのではなく、連携して取り組んでいくということでしょうか。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

それぞれの団地が連携して取り組み、収入の合計が1億円を超えるような設定をするのがネットワーク型です。また、園芸メガ団地を中心にして、小さい団地を回りに置くサテライト型があり、その3つの形式で進めています。

込山委員

わかりました。

松渕委員長

資料を見ると、主要品目を原則共通とする複数の団地。1団地が3, 000万円超で、合わせて1億円以上という意味で理解しました。あとは増加率ですが、点数についてはパ

一センテージが修正されても5点というのは変わらないと思いますが、高収益作物割合の91.3%について、4ページ右側の作付け計画が28.3%ですよね。ここの整合性がA3の資料ととれていないので、作付け割合と販売額の増加率について、あとで皆様にお知らせください。おそらく5点は変わらないのでよろしいかと思いますが、例えば600万円から5,600万円だと9倍となります。この数字が共通して出てきますので、作付け割合や高収益作物の増加率、この定義をあとで皆さんにお知らせください

高野（参事(兼)農山村振興課長）

1点ご説明します。A3版の資料にある28.3%は、面積比、面積の比率になります。評価基準に記載しているパーセンテージは収入額での比率です

松渕委員長

生産額なので、91.3%が面積ではないということで分かりました。それでは増加率について、あとで皆さんに示してください。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

後ほど資料をお渡しします。

松渕委員長

ほかにございませندでしょうか。

永吉委員

同じような数値の部分での質問です。農一新06の4ページ下段の真ん中ですが、園芸メガ団地のネットワーク型とあります。下の方に棒グラフがありまして、3,600万円から1億3,200万円ということでお示していますが、上に4法人のそれぞれの販売額があり、これを足すと1億4,200万円になります。これは計算ミスなのか、販売額に高収益作物以外が入っていて、1,000万円がグラフで引かれているのか教えていただきたい。

松渕委員長

4ページだと、1億4,200万円になりますが、1,000万円違いは。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

4つのグループに掲げてある販売額は、高収益作物以外の作物の数値も入っており、その中から高収益作物を抜き出すと下のグラフの1億3,200万円となります。

永吉委員

追加で教えていただきたいが、1億3,200万円という額は、作物の状態で出している金額なのか、あるいは加工計画なども含んでいますか。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

生産物の販売額です。

永吉委員

わかりました。ありがとうございます。

松渕委員長

次に、共同加工施設とありますが、これは新設ですか。太田南部地区で、地図の赤いところの少し上に共同加工施設（予定）とあります。

高野参事(兼)農山村振興課長

今回のほ場整備地区と一緒にネットワーク型園芸メガ団地の事業も行う計画ですので、そちらの事業で施設整備を行う予定です。

松渕委員長

ネットワーク型なので、ほかのところからも集めて加工するということでしょうか。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

そういうことです。

松渕委員長

ありがとうございました。ほかにございますか。

関口委員

引き続きのような質問ですが、この販売額の算定基準というのは、各野菜の総価格の平均なのか、その計算方法を教えていただきたい。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

販売の単価の設定ですか。

関口委員

販売実績を算定されている根拠の単価です。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

その地域の販売実績に基づいて算定しています。

関口委員

販売実績平均単価ということですか。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

そのとおりです。

関口委員

そういう注記があった方がいいと感じます。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

今後気をつけます。

松渕委員長

高収益だということで、単価が上がっていく予定でしょうか。将来的な生産額というのも今の単価で出しているということですね。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

現在単価での算定です。

松渕委員長

わかりました。

小山委員

どのような作物を高収益作物と決めているのか教えていただきたい。また、農一新06の4ページ、この地域の人から、南部コミュニティの野菜を買っていた時期がありましたが、非常に高齢化が進んでおり、農家も高齢化が進んでいて5年後はどうなるかわからない。販売に来た人たちは来年も続けられるかわからないというような人だった。資料の一番右下の写真の地域では、若くて中心的な方が転居してしまったので、持続的なことを考えると、すごく大変な地域だと思います。そこについて、行政としてはどのように支援していくべきかが重要と考えています。また、高収益作物の導入については、ネットワーク型に取り組むということで、エダマメの種類を変えて地域ごとに作付けしていくことは効率の点から良いと思いました。

以上です。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

高収益作物については、基本的に、県で進めているエダマメやニンニクといった主力品目を高収益作物と捉えています。それ以外では、大豆に取り組むこととしていますが、そういうものは高収益作物としては捉えていません。

先ほどの太田の南部コミュニティについては、この地区は南部コミュニティという団体があり、ほ場整備に関しても非常に熱心であることから、将来的にこの団体が頑張ってくれるものとして、現在、計画しております。仮に委員がおっしゃられた存続や将来性について課題を抱えているようでしたら、県としても相談を受けながら対応していきたいと思っています。

松渕委員長

よろしいでしょうか。そういう意味合いでは、法人化により若い人を呼び込もうという下地をつくるということですね。

小山委員

大体の地域において、高齢化率が高く、農業全体に対して後継者の心配があります。県

でも次世代の農業者を養成していますが、その人たちが後継者を必要とするところで働き、事業を引き継いでいけるように、収入を確保することがとても大切だと思います。若い人たちが農業で生活する、あるいは働きながら農業も支えてくれるという人を育てていかなければならないので、次世代を育成するだけでなく、収入の確保も含めて人材を育成していくべきだと思います。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

ほ場整備事業を実施するということは、それまで個人でやっていた農家が将来的に営農を続けられなくなるという危惧もありますが、そういった方々を法人にまとめ、農地を集積することは、このほ場整備を契機として地域農業の守るとともに、地域の農業が変わるというねらいや期待を込めていますので、こういったところにはほ場整備を実施してもらいたいと考えています。

小山委員

研修を受けた方たちが、そういった法人で働けるよう、ぜひお願いします。

松渕委員長

作ったけれども売れないということもありますので、販路拡大についても支援をお願いします。ほかにございませんでしょうか。

崩ヶ沢地区については地名から、この程度の範囲で大丈夫かと思いますが、もっと広がりがいいのか、広がってもっと予防的に実施する必要はないか気になっています。

鈴木（森林整備課長）

崩ヶ沢地区については調査を行っており、今回の箇所を中心に実施することになっています。

松渕委員長

過去に崩れたことがあることから、崩ヶ沢という地名がついていると思うので、よく観察しながら、予防的にやってほしいと思っています。ほかにございませんか。

萩野委員

同じく地すべり地区のところで質問させていただきます。

計画安全率について1.15ということで、09-5ページに出っていますが、当然同じ計画安全率を確保するとともに、他の対策工法も検討されたことと思います。その中で費用対効果やその他諸々を含めて、今の工法がベストだったと思いますが、他の工法と比べて、どのくらい違いがあるのか説明をお願いします。

鈴木（森林整備課長）

今回の工法につきましては、掘削工と盛土工、地下水排除工を実施することとしていますが、工法の検討にあたっては、アンカー工法を組み合わせた形も検討していました。しかし、アンカー工法は施工期間が長くなるということもあるほか、高価であるということ踏まえ、今回については工事費を抑えられるような、また盛土工については、掘削土砂を流用することで残土が残らないような工法を検討しました。

萩野委員

ありがとうございます。図面を見せていただいたところ、アンカー工法ですと費用が高いですし、今後のメンテナンスのことも考えると、なるべく費用のかからない抑制工が有効だと思っていましたし、この図面を見ると切土と盛土で対応できそうなことから、適切な対策をなされていると感じました。

松渕委員長

ほかにございませんか。

小山委員

農一新-08の小水力発電は、耐用年数がどのくらいで考えているのでしょうか。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

発電期間として20年を見込んでいます。

松渕委員長

それは維持管理費など、何か反映されているんですか。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

４ページにお示ししているとおり、維持管理費で３００万円ほど見込んでいますが、これは２０年間のこの施設に対する維持管理費を全て網羅し、年間にするとこれくらいになると算定しています。

松渕委員長

維持費を２０年というのは、２０年で割って１年間の費用としているのか。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

はい、そうです。

松渕委員長

年間の収益額４０９万１千円で総事業費２．７８億円とありますが、これも割り算ですか。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

そうです。国庫補助事業を使っていますので、地元負担に関しては２０年間の中で償却するという形で計算しています。実際には年間２０年間キャッシュフローで分析していますので、１３年ほど経つと地元負担分が償却できるという計算になっています。

松渕委員長

ほかにございませんでしょうか。

ほ場整備事業の状況ということで、Ａ３の資料でご説明いただいて大変わかりやすかったです。事業費について伺います。（３）で新規地区の選定、今後５年間で過去５年間で地区と総面積が記載されており、今回、農地中間管理機構関連ほ場整備事業がグラフの右にあり、５年間で６９３億円と出ていますが、今後１０年ほ場整備を実施するとなれば、さらに事業費がかかるのでしょうか。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

（３）の新規地区選定と書いてある今後５年間７２地区５，２３７ｈａに相当する事業費は、約１，０８０億円になります。過去５年間で大体１，１２０億円でしたので、事業

費、面積としても過去5年間、今後5年間は同じような要望状況です。

松渕委員長

1年前だと希望する地区がもう少し多くて、面積も多かったのですが、ある程度整備が進み、小ぶりになったというか、1地区あたりの平均はこの程度になっているということですね。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

毎年、要望量調査をしており、地区の面積が減る、もしくは地区数が減るというようなケースもあります。逆に増えるケースもありますので、大体5,000haというのが今のトレンドです。

松渕委員長

ほかにございませんでしょうか。金足では工事を目にしますし、鹿角の末広の国道の両側も大がかりにやっているという感想です。そのあたりの農家の収入はどうなっていますか。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

農家の収入。

松渕委員長

営農できない時期の収入です。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

工事中の農家の収入については、地域によって、とも補償するケースのほか、工事を待っている農地で収益を上げるというケースもあり、農家がそれぞれ努力してほ場整備に参加しています。

松渕委員長

農家の皆様の懐の心配をしなくていいということですか。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

農家の皆様には頑張って対応してもらっています。

松渕委員長

これまでの取組により、米が農家産出額に占める割合は約50%と、野菜や花きの割合が上がってきており、効果が出てきていると私は理解していますので、このまま進めてほしいと思います。ほかにございませんでしょうか。

もしありましたらまたあとでお願いします。

農林水産部が終わりましたのでここで一度休憩し、休憩後、建設部所管の6件について審議を行いたいと思います。再開は50分から。10分間休憩ということでお願いしたいと思います。

（休憩）

（再開）

事務局

ここで、事務局から連絡事項がございます。関口委員におかれましては、所用のためここで退席されます。関口委員、大変ありがとうございました。

松渕委員長

それでは、再開させていただきます。

続いて建設部所管の6件について審議を行います。

道路課、河川砂防課の順にご説明をお願いします。

佐藤（道路課長）

道路課の佐藤です。よろしくお願いします。

私からは、道路課所管の4件のうち事業費がもっとも大きいインデックスの建一新01、国道105号堀内工区について説明いたします。よろしいでしょうか。

1ページをお開きください。地図を載せておりますが、国道105号の道路改良事業であります堀内工区は、仙北市西木町上桧木内にあり、冬のイベントで有名な紙風船上げの会場となっております紙風船館の南側に位置しております。そして当該箇所の前後は既に改良済みとなっているという状況になります。

国道105号についてであります。由利本荘市から北秋田市に至ります沿岸部と内陸

部を連絡する幹線道路であり、物流や観光などの産業振興、救急医療、防災機能を担う重要な路線となっております。また当該区間は、第二次緊急輸送道路にもしてされております。

2 ページをお開きください。堀内工区の事業計画図を載せております。図面で白抜きに中心線を書いているのが現道であり、赤色が堀内工区のバイパス計画となっております。図面や写真でもわかりますように、現道沿いでは家屋が張り付いている状況となっております。

まず現道の状況について説明させていただきます。

当該区間ほとんどが車道幅員 5.5 m で、路肩が 50 cm 程度しかない狭隘な環境となっております。なかでも図面に事故発生 の 旗 上 げ を し て お り、記 載 の 堀 内 橋、写 真 で は ③ になりますけれども、車道幅員が 5 m で 1 車線となっております。このため、夏場でも大型車のすれ違いが危険な状況であり、特に冬場は積雪により幅員がより狭くなるため、さらに危険な状況となっております。また区間内には、写真の①②にありますように曲線半径 50 m などの急カーブが 3 カ所存在するとともに、平成 16 年以降でも 3 件の人身事故が発生しております。加えて、図面には記載しておりませんが、この区間の道路沿いには土石流危険渓流や地すべり危険箇所などの土砂災害危険箇所が複数存在しているものの周辺には迂回路がないことから、災害等で通行止めとなった場合には広域迂回を余儀なくされる状況となります。これらの課題を解消するために、集落を回避するバイパス計画を策定したものであり、このバイパスの整備により、地域住民及び道路利用者の安全安心の確保、物流や人の流れの円滑化の確保、加えて災害危険箇所を回避することで、第二次緊急輸送道としての機能の信頼性向上を図るものであります。

バイパス計画の概要であります。全長が 830 m、幅員は車道部が 6.5 m、路肩は冬場の除雪を考慮して片側 1.5 m の全幅で 9.5 m、事業費は 16 億 2,000 万円で、事業期間は令和 2 年度から令和 10 年度の 9 年間で予定しております。

3 ページ以降は、評価調書となっております。

4 ページをお開きください。所管課の 1 次評価の主な内容について説明させていただきます。

必要性については、現道の幅員が狭いことや急カーブが存在すること、また事故率が高いことなどから 25 点。効率性については、費用便益費が 1.54 と 1 を上回っていることなどから 15 点。熟度については、地元から要望書の提出があり、地元熟度が高いことなどから 15 点と評価しており、合計点は 81 点の判定ランク I となりますので、事業実

施個所としての優先度は高く、事業実施するべきであると評価させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

佐々木（河川砂防課長）

河川砂防課長の佐々木と申します。よろしくお願いします。

今回河川砂防課所管の審査案件は2件あるんですけれども、そのうち保全対象に公共施設とか要配慮者利用施設の重要施設がありまして、かつ事業費が大きい東鮎川沢2及び3について説明したいと思います。

インデックスの建一新-06の1ページをお開きください。

まず本工区の位置関係になります。本事業の箇所が由利高原鉄道の鮎川駅付近に位置します。道路で言いますと、国道108号から、にかほ市の方に向かう県道、南由利原鮎川線から入っていったところにありまして、近くには鳥海山「木のおもちゃ美術館」があります。

次のA3の2ページの資料をお開きください。航空写真を背景に事業箇所を表示したものですけれども、青で囲った区域内がありますけれども、ここに不安定土砂とか流木が確認されておりまして、豪雨時に土石流の発生の危険性があります。扇型になっている黄色の箇所ですけれども、ここが土石流の被害の想定範囲内でありまして、この黄色の範囲内の中には、人家だけではなくて、要配慮者利用施設である「ふれあい館鮎川」それから公民館と郵便局という公共施設と、あと市道も含まれていまして、一旦土石流が発生しますと生命・財産に大きな被害を与える恐れがあることから、事業実施の必要性が高いと判断しております。その対策に必要な施設としまして、図面上の赤になりますけれども、砂防堰堤を2基設置しまして、土砂災害を防ぐ計画となっております。

事業に必要な予算が4億5,000万円、事業期間が令和2年から令和6年までの5年間で予定しております。

次の3ページをご覧ください。評価調書になりますけれども、事業内容として中段の表がございますけれども、令和4年まで地質調査、測量、設計それから用地補償を行いまして、令和5年から砂防堰堤の本体工事に着手する予定となっております。

次に4ページをお開きください。所管からの1次評価の概要になります。

まず必要性なんですけれども、先ほどご説明しましたように保全区域内に人家のほかに要配慮者利用施設それから公共施設もあるため、30点中27点となっております。

次に緊急性につきましては、過去の災害履歴はないんですけれども、現場に不安定土砂

があって、今後豪雨によりまして土砂災害の危険性があるため、35点中19点になっております。

次に有効性なんですけれども、当該箇所は土砂災害特別警戒区域という指定を受けていて、その場所を整備することから、10点中10点の評価となっております。

次に効率性につきましても、費用便益が5.85と非常に高いことから、15点中15点の配分となっております。

最後に熟度については、由利本荘市からの要望書、それから地元の方も事業の必要性を強く認識しておりますので、10点中10点の配点となっております。

以上、総合的には81点となりまして、事業は妥当であり来年度から新規として実施したいというふうに考えております。

説明は以上になります。よろしくご審査お願いいたします。

松渕委員長

ありがとうございました。

建設部所管から6件の内2件についてご説明がありました。この箇所に限定せず、6件すべての諮問箇所に対してご質問等ございませんでしょうか。

込山委員

建一新-01なんですけれども、これやっぱりちょっと補足説明お願いします。

こちらについては、計画交通量が5,500台だということで示されているんですけれども、建一新-02、建一新-03あたりを見ると、現状の交通量が示されています。5,500台というのを算定している根拠、こちらについての補足説明をお願いします。

佐藤（道路課長）

国の方から、将来交通量を推計する元となるOD表というものが示されていて、それが平成42年のものとなっています。それに従いまして交通量を推定しているということになります。

建一新-02から建一新-04は交通安全事業ということで、内容が歩道整備となりますので、そちらの方は、基本的には現状の交通量で評価しております。

松渕委員長

堀内工区の現状は何台になるんですか。

佐藤（道路課長）

現況交通量は1,000台強です。県としては大曲鷹巣道路は地域高規格道路の中でも最優先に進めていきたいと思いますということで、今も整備を進めていますし、今後も整備を進めていくことになっております。ただ、発生集中交通量の将来推計が平成42年のものしか出ていませんので、それ以外のものは出しようがないということで、平成42年に仮に大曲鷹巣道路が出来ているということを前提として交通量を算出しています。

松渕委員長

それは全部大曲鷹巣道路が整備されたという前提になりますか。

佐藤（道路課長）

そのような前提条件ということであります。要するに、実際にできますのはかなり先になるとは思いますけれども、将来交通量出すためには、国から平成42年のデータしか出されていませんので、そこに仮に全線出来たものと置き換えて算出しています。

松渕委員長

今回の箇所以外にも、峠部もあり、膨大な事業費がかかるものと思いますが、それも全部出来たと仮定した場合に平成42年の交通量が5,500台という数字になるということではよろしいですか。

佐藤（道路課長）

はい、そういうことです。

松渕委員長

よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

永吉委員

建一新-06なんですけれども、砂防堰堤を2基建設するというご提案はよくわかりま

した。この砂防ダムの形式なんですが、1つが不透過型でもう一つが部分透過型ということでタイプをわけていますが、この辺の理由について教えていただきたいなと思います。

佐々木（河川砂防課長）

まず砂防堰堤につきましては、大きく分けて不透過型という平常時も土砂を貯留するタイプと、あとは透過型というスリットを有し、土砂とともに流出する流木等を全て捕捉するタイプがございます。土砂とともに流出する流木等を全て捕捉するために透過構造を有する施設とすることが原則になっておりまして、不透過型の場合、どうしても水と土砂と一緒に流れてきて、堰堤のところでジャンプして流木が越流してしまうので、国の方の指針では、まず透過型を基本とするということが前提となります。ただ透過型の場合に、スリットになっている関係で、細かい土というか石が捕捉できないため、30cm以上の大きい粒径がある場所でなければ透過型が使えないということがあります。そのまず2つの条件の中で、土砂及び流木も止めるということで、経費比較もしながら透過型と不透過型を分けているんですけれども、部分透過というのは、その不透過型と透過型の中間に位置しています。土砂とともに流出する流木等を全て捕捉できる構造です。選定においては、同様の効果が得られることを前提に費用、施工性等による総合的な比較により決定しています。

松淵委員長

ほかにございませんか。どうぞ。

徳重委員

建一新-01について事業費にかかわることかもしれないんですけれども、河川橋と跨線橋が計画されていて、差し支えなければということで結構なんですが、跨線橋は県で施工をやられるんですか。内陸縦貫鉄道に委託する形になるんでしょうか。

佐藤（道路課長）

それに関しましては、これから協議のうえ、決めていくこととなります。一般論になりますが、やはり鉄道の安全性確保ということがありますので、内陸線さんの方をお願いするということになるのではないかと、考えています。

徳重委員

現道の方でも橋がありますけれども、これは将来的な話でしょうけれども、これの移管についても考えているのでしょうか。

佐藤（道路課長）

現道に関しましては、一般的には旧道移管ということで、県が新しいバイパスを作れば、旧道となる部分の管理は市町村さんをお願いするケースが多いので、その辺りは今後の市さんとの協議で決めていくということになります。

松渕委員長

よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

一色委員

すいません。質問というよりも、今回建一新一〇六の東鮎川沢２及び３について、何か事件が起きたり事故が起こる前に、このように先に工事に入られるというのがとても素晴らしいなと思いまして、これからも秋田県たくさんあると思うんです、こういう危ないところが。なので、人家を守っていただくために早めに工事していただければありがたいなと思いました。

以上です。

松渕委員長

あとついでですから、土砂災害警戒区域の指定状況等、進捗状況を教えてください。それから中間報告みたいな。残り何千箇所くらいあるのか。

佐々木（河川砂防課長）

全県で７，６８５カ所の危険箇所というか場所がありまして、すべてやっぱりハード対策やっていくとなるとすごいお金がかかりますので、危険な区域を指定し、避難等の際には、市町村の地域防災計画に位置づけて、注意してくださいという箇所を今年度内に７，６８５カ所について、すべて指定するように今作業中でございます。あとあわせて、優先順位をつけましてハード整備を進めていくと。その２本立てでやっております。

松渕委員長

ということなんだそうです。よろしいでしょうか。どうぞ。

小山委員

今回、子どもたちの通学路について、何箇所か安全を確保してくださるという計画なので、それはとてもいいことだなと思います。そしてできれば、ただ作るだけでなく、やはり車の通行に対して、通学路のあるところは制限速度を低くするような、20km/h、30km/hくらいにして、子どもたちが事故に巻き込まれないようにするなどといったことも考えていただきたいと思います。

佐藤（道路課長）

県などの道路管理者や警察、教育関係機関、市町村で通学路の合同パトロールということをして定期的にやっています。その中でいろいろな方面から意見が出てきますので、危険と思われる箇所についてどういう対応をしていくかを協議しています。今回の場合は歩道を整備すべき場所として位置付けられた箇所を挙げていますが、中には横断歩道を設置した方がいいのではないかと、いろんな案が出てきますので、その中で関係者がいろいろ検討しながら対策していくようになってございます。

松渕委員長

よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

時間があるようなんで。

建一新一06のB/Cが5.85と非常に高いんですけれども、せっかくの機会なんで、この一番最後の費用便益分析の結果を、この便益の方をちょっと教えていただけますか。人家が13億5,700万円。どういうふうにして出すのか。

佐々木（河川砂防課長）

まずB/Cが大きい一番のこの要因としましては、公共施設が多いところになります。公共施設につきましては施設ごとといいますか、郵便局だったら何m2いくらですよとか、いざ被害が発生した場合の損害額がマニュアルで決められていまして、それに基づいて算出してございます。人家につきましては、家屋の資産にどれだけの比率で災害が発生するかという確率をかけまして、13億5,700万円という数値が出てきております。

松渕委員長

あの人家13戸がみんなそこで全壊したときの被害額が、逆に防げるなら0ということですか。

佐々木（河川砂防課長）

まず家屋が13戸あり、その家屋のうち、50年間に4、5回程度被害が発生すると想定し、この値を算出しています。

松渕委員長

結構きめ細かな算定根拠ということですね。ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

荻野委員

時間があるということなので、1つ質問させてください。

6番の砂防堰堤の砂防事業についてですが、先ほどおっしゃられたように、この手の事業はハード面とソフト面の両方で対策していかないとなかなか難しいということは基本的なベースにあると思うんですが、今回砂防堰堤2基作られてハード面を充実させるということは、基本的には方法としては急いでやるべきことなのかなと思っていまして、それと同時に、この地区の鮎川地区のソフト面の対策というのはどうなっているのかちょっと教えていただきたいなと思います。というのは、ここ公民館とかがこの土石流の範囲に含まれていますので、そういう意味で地域住民の避難体制とか、あと住民の現在の避難とかその辺に対する意識、事業期間が5年ですので、ここ少なくとも5年間はそういうことに対してどう対策を地域住民がしていくことになっているのか、そこら辺のことを少しお聞かせ願いたいと思います。

佐々木（河川砂防課長）

わかりました。まずソフト対策ということなんですけれども、ここ土砂災害警戒区域に指定されていまして、その指定がされますと、まずは市町村の地域防災計画に位置づけられるということになっています。地域防災計画の中に位置づけて、災害発生時にはどこに避難するのですとか、そのような位置づけをまずされていることがまず一つでありますし、

あと、要配慮者利用施設ということで、今「ふれあい館鮎川」ということで設定されていますけれども、この要配慮者利用施設につきましても、個別に災害発生時にどのような避難対策を取るかというような施設が定めた計画も持っておりまして、それらを加味しながらそういった対策を行っております。

松渕委員長

よろしいですか。

ついでにすいません。要配慮者利用施設、初めて私聞いたんですが、どういう施設なんですか。要配慮者利用施設って。

佐々木（河川砂防課長）

ひとことで言うと、避難弱者の方々が利用しているということで、こういうような、デイサービスと言いますか市の施設でデイサービスなっているんですけども、あとは学校ですとか避難に対して気をつけないといけない方々がいらっしゃる施設ということになっております。

松渕委員長

ほかにございませんでしょうか。

それでは、これもついでにということで。建一新一〇一の三ページをみなさんちょっとご覧いただきたいんですけども、下から三つ目、関連プロジェクト等の白丸の二つ目に「国道一〇五号大曲・鷹巣道路利活用検討推進会議を設立し」というのがあったんですけども、ちょっと私その座長を務めさせていただいて、今回ようやく秋田内陸部地域連携ビジョンという、小冊子をまとめたところでして、要はこういう建一新一〇一も含めて国道一〇五号が整備されたらこういうふうにご利用していきましょうという取組方針をまとめたものです。「秋田内陸部地域連携ビジョン」は県のホームページで出ているのでしたっけ。

佐藤（道路課長）

ホームページに掲載しており、見ることができます。

松渕委員長

もう一回申し上げます。秋田内陸部地域連携ビジョンという、国道１０５号をどうやって利活用図っていくかについて、各部、担当部署それから担当市町村が集まって議論し、まとめた小冊子がありますので、興味のある方は是非ご覧いただきたいということを申し上げます。

ほかにございませんでしょうか。

徳重委員

すいません。どなたに伺えばいいのかちょっとわからないんですが、農の方にちょっと関係があるが。農－新－０９とあと今ご説明いただいた建－新－０５、建－新－０６、大きくすると地すべり砂防になると思うんですが、この辺の方法の選定と、先ほど荻野先生からソフト対策とかハード対策とかというのはあれですか、政策区間を見ますと、両方とも県の政策としては県土の保全と防災力強化、災害に備えた強靱な県土づくり、県民の生命と財産を守る安全な地域づくり、一番最初に建設部長の小林さんがおっしゃられたまさに国土強靱化国内強靱化、両方とも大きく関わることだと思うんですが、この辺の行政としていろんなハード対策、防災対策、ソフト対策を構築するにあたって、建設と農林のすり合わせてとかそういったことって一般的にされているものなんでしょうか。差し支えなければ教えていただければと思います。

佐々木（河川砂防課長）

まずは、県民の生命・財産を守るとか、そういう意味でつくる施設の目的が違う、何が違うかと言いますと、省庁の仕分けと言いますか、先ほど説明あった農林さんの方では、保安林を対象としてやっていますので、その辺がまず場所場所の仕分けによって決まっていますけれども、やろうとしていることは一緒に、施設のつくり方とかについても同様の考え方でやっております。単に場所の区分けと言いますかそのような守備範囲の違いと言いますか、そのような感じになっています。

徳重委員

対策に違いはあるんですか。

佐々木（河川砂防課長）

同じですね。その例えば守備範囲といいますか、実はそれは重々承知しておきながらの質問だったんですけれども、県の国の施策としてはそういう方針でやられていることは重々承知していて、あえてその県の政策としてはその担当の関連ということで落とし込んでくると、両者とも同じ政策とか同じ目的でやっているの、重々承知しているんですけれども、そのすり合わせがもしあれば、例えば新しい方法であるとかあるいは直接的な対策をつくっていくうえで、県民から見るとたぶん同じ視点だと思っていますので、その点はどういう状況。

小林（建設部長）

今言ったとおりに、ちょっと予算とか制度面では省庁分かれておりますけれども、これ実際同じ現場レベルですと、調査したりあるいは工事したりするのが振興局という同じ組織の中でやっていますので、例えばひとたび事業をどっちかがやれば、こちらでいらない土が出たときに、ほかの例えば農林の方で受け取る事業があればそこは連携してやっていますし、実際事業をやるときには、いわゆる建設業者がやるものですから、その辺でも不調対策とか連携して同じ部署ですのでやっていますので、引き続きその計画の段階から予定をしていきたいと思っています。

松渕委員長

ありがとうございます。ぜひコスト削減のための土砂の利活用は建設の方で出てきますから、そこらへんはもっともっと深掘りしてやっていただきたいと思ったんですけれども。ほかにございませんでしょうか。はい、小山委員。

小山委員

農業について、高齢化が進んでいる中で、今後、経営が困難となるところも増えてくると予想されますが、秋田県に農業分野での企業誘致ができれば、若い人達が会社という組織の中で農業ができるのではないのでしょうか。そういった部分で展望や計画など、県はどのように考えているのかを、もしわかればお願いします。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

県内の農業法人の中には、建設業者が農業も営んでいるというところもまれにあり、異

業種参入のような形で、広がってくれればと思っていますが、本業と副業の兼ね合いもあり、なかなか進んでいないという状況です。

松渕委員長

毎年２２０人くらい新規就農者がおります。そのうち、ほ場整備を契機に設立された法人、そういったところに就農する人も多くいたのではないのでしょうか。そのような形で受け皿となっており、異業種からの参入ではなくても、企業をつくって、そこに若い人を雇い入れるということが実際に増えてきているはずです。また県では就農相談センターなど就農に向けたサポート体制を整えており、支援を進めていると理解しています。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

委員長おっしゃられたとおり、昨年度新規就農者が全県で２２５人いらっしゃいます。その中で新卒の学卒者が３０人くらい、あとＵターンされる方が１１５人ぐらいいます。それから新規参入、これ農業に関係ない方が農業に入るとというのが８０人ぐらいいます。結果的な割合でいきますと、１対５対４という状態あり、わずかではありますが、毎年新しい農業者が生まれているという実態になります。

小山委員

これから農業は機械化が進み、ＩＣＴなども活用されるので、特に若い人たちの能力が発揮されれば良いと思います。

松渕委員長

今回の資料の中でドローンというのが出てきており、スマート農業を総合戦略においても進めていくということですので、魅力ある産業となるよう力強く推進してほしいと思います。ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

補足させていただきます。

松渕委員長

それでは、先ほどの高収益作物の増加率についてお願いします。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

資料をお配りします。

（資料配付）

高野（参事(兼)農山村振興課長）

農一新-01の浦山地区の算定資料を参考までにお配りしました。下の表をご覧ください。この地区では例えば水稻、飼料用の作物、それから大豆、ネギ、ニンニクといった品目に取り組むこととしており、一番下の表の欄にあります。まずは高収益作物が水稻を除く収入の中でどれくらいの割合をもつかという点で、計画が5,166万円に対して高収益作物が4,715万1,000円となり、割合としては91.3%になります。ただし、増加率は、高収益作物の現況と計画に対してどれくらい増えたかという算式になりますので、分子が4,655万5千円、分母が現況値の59万6千円になります。したがってパーセンテージで示すと7,811%になります。先ほどの評価シートが7,711%と記載しており、これは増加率で算定しているにもかかわらず、100を除いたために7,711と記載にしておき、正確には7,811%となります。評価基準はあくまでも高収益作物の生産額の割合が8割以上となることから、5点という配点としており、配点については変わりありませんが、数字を訂正しながらご説明したところです。

それから、4ページに示した数字は、本来であれば現況値が59万6千円、計画値が4,655万5千円となりますが、古い数字で説明してしまいましたので、お詫びして訂正したいと思います。いずれ評価点については変わりませんので、ほかの6地区も含めてこういった形で算定していることをご理解いただき、審議をよろしくお願いします。

松渕委員長

下から3つ目の高収益作物小計4,715万1千円というのは、上の秋冬ネギとニンニクを足した数字ということですね。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

そうです。

松渕委員長

ということは、ニンニクってすごい高収益なんですね。

高野（参事(兼)農山村振興課長）

そうです。

松渕委員長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、意見が出そろったようですので、委員会としての意見を集約したいと思います。今日出ました各委員の意見を今後の業務を行う上での参考としていただくものとしたしまして、県の評価を妥当と認め、県の対応方針これを可と決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

松渕委員長

ありがとうございます。それでは、県の対応これを可とするものと決定いたします。

以上で審議を終わります。進行を事務局の方へお渡しします。

司会

松渕委員長に置かれましては、上時間にわたりまして議事進行大変ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、多くの箇所の審議につきましてご意見をいただき感謝申し上げます。

それでは、次第に戻りまして、その他として皆様から何かございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

司会

それでは、事務局から次回開催予定について説明させていただきます。

昨年度第2回の委員会は、12月21日に開催しております。今年度につきましては、10月下旬から11月上旬に開催したいと考えております。皆さまに本日日程確認の用紙をお配りしておりますので、後日FAXまたはメールなどでご連絡くださるようよろしくお願いいたします。

また本日の議事録につきましては、事務局で案を作成し、委員の皆様を確認いただいた上で県のホームページに掲載させていただきます。

それではこれもちまして、本日の委員会を終了とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。